

令和2年第3回伊仙町議会臨時会

第 1 日

令和2年10月23日

令和2年第3回伊仙町議会臨時会議事日程（第1号）

令和2年10月23日（金曜日） 午前11時00分 開議

1. 議事日程（第1号）

○開会の宣言

○開議の宣言

○日程第1 会議録署名議員の指名

○日程第2 会期の決定

○日程第3 報告第4号 令和2年度伊仙町一般会計予算の専決処分の不承認に伴う措置について（提案理由説明～補足説明～質疑～終結）

○日程第4 報告第5号 令和元年度伊仙町一般会計歳入歳出決算の不認定に係る措置について（提案理由説明～補足説明～質疑～終結）

○日程第5 議案第59号 移動図書館車両購入契約（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）

1. 出席議員（13名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
2番	牧本和英君	3番	西彦二君
4番	佐田元君	5番	清平二君
6番	岡林剛也君	7番	牧徳久君
8番	上木千恵造君	9番	永田誠君
10番	福留達也君	11番	前徹志君
12番	明石秀雄君	13番	樺山一君
14番	美島盛秀君		

1. 欠席議員（1名）

1番 杉山肇君

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 稲田良和君

事務局書記 元原克也君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	大久保明君	総務課長	久保等君
未来創生課長	名古屋健二君	くらし支援課長	稲田大輝君
子育て支援課長	稲泉喜博君	地域福祉課長	大山拳君
経済課長	仲島正敏君	建設課長	福島隆也君
耕地課長	穂浩一君	きゅらまち観光課長	久保修次君
水道課長	徳永正大君	農委事務局長	豊島克仁君
教育長職務代理者	直江宏晃君	教委総務課長	上木正人君
社会教育課長	伊藤晋吾君	学校給セ所長	松田博樹君
健康増進課長	澤佐和子君	選挙管理委員会書記長	重村浩次君
総務課長補佐	寶永英樹君		

△開 会（開議） 午前11時00分

○議長（明石秀雄君）

ただいまから令和2年第3回伊仙町議会臨時会を開会します。
これから、本日の会議を開きます。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（明石秀雄君）

日程第1 会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、福留達也君、前 徹志君、予備署名議員を
樺山 一君、美島盛秀君を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（明石秀雄君）

日程第2 会期の決定について議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日10月23日の1日間としたいと思いますが、ご異議ありませ
んか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日10月23日の1日間と決定いたしました。

△ 日程第3 報告第4号 令和2年度伊仙町一般会計予算の専決処分の不承認に伴う措
置について

△ 日程第4 報告第5号 令和元年度伊仙町一般会計歳入歳出決算の不認定に係る措置
について

○議長（明石秀雄君）

日程第3 報告第4号、令和2年度伊仙町一般会計補正予算の専決処分の不承認に伴う措置、日
程第4 報告第5号、令和元年度一般会計歳入歳出決算の不認定に係る措置の2件を一括して議題
とします。

提案理由の説明を一括して求めます。

○町長（大久保明君）

おはようございます。昨日、急遽、塩田知事の命の下、初めて全市町村長が集まった意見交換会
がありまして、懇親会までありましたので、そのことでこの会が遅れたことをおわび申し上げます。

令和2年第3回伊仙町議会臨時会に提案いたしました報告第4号及び報告第5号について提案理
由の説明を致します。

報告第4号は、令和2年度伊仙町一般会計予算の専決処分の不承認に伴う措置について、地方自治法第179条第4項の規定に基づき必要と認める措置を講ずるとともにその旨を議会に報告するものであります。

必要と認める措置として、専決処分を行った経緯及び令和2年度一般会計予算の内容について広報誌に掲載し、町民への周知及び説明を行いました。

報告第5号は、令和元年度伊仙町一般会計歳入歳出決算の不認定に伴う措置について、地方自治法第233条第7項の規定に基づき必要と認める措置を講ずるとともにその旨を議会に報告するものであります。

必要と認める措置として、公告やホームページ、広報誌等に掲載し、町民への周知及び説明を行うものであります。

以上で報告を終わります。

○議長（明石秀雄君）

報告第4号、令和2年度伊仙町一般会計予算の専決処分の不承認に伴う措置について補足説明があればこれを許します。

○総務課長（久保 等君）

令和2年度伊仙町一般会計当初予算の専決処分の不承認に伴う措置について補足説明を致します。

令和2年第1回伊仙町議会定例会に提案し、予算審議の過程で庁舎建設事業やレジリース料の削減などについて多くの質問等がありました。修正案の提示はなく、議会流会という結果になりました。

新年度が開始するまでに当初予算が成立していない場合、住民生活や行政運営など、多大な影響が出るのが想定されることから臨時会の開催に向けた協議を重ねてまいりましたが、新年度開始まで6日間しかなく、また、徳之島愛ランド広域連合議会や徳之島地区介護保険組合議会の開会も予定されており、臨時議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、施設管理委託料の削減等をした令和2年度伊仙町一般会計当初予算について令和2年3月26日付で専決処分を行いました。

専決処分後の議会提案について、専決処分については地方自治法第179条第3項の規定により次の議会に報告してその承認を求めなければならないことから、令和2年第2回伊仙町議会臨時会に承認を求める議案を提案しましたが、不承認となりました。

必要と認める措置について、専決処分は議会の承認が得られなくてもその効力に影響はありませんが、地方自治法第179条第4項の規定により、予算に関する専決処分について承認を求める議案が否決されたときは速やかにその専決処分に関して必要と認める措置を講ずることとともにその旨を議会に報告しなければならないとされております。

必要と認める措置として、専決処分を行った経緯及び令和2年度一般会計予算内容について町広報誌に掲載し、町民への周知及び説明を行いました。

今後も町民の皆様への情報提供に努めるとともに議会との意思疎通を図ってまいりたいと考えています。引き続き町政運営にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（明石秀雄君）

報告第4号について質疑を行います。

○14番（美島盛秀君）

報告第4号、専決処分の不承認に伴う措置について質疑を行います。

この件に関しましては、3月9日から3月19日までの日程という、議運で話し合われたわけでありますけれども、私は、この当初予算にはいろいろ疑問点もある、精査しなければならない点があるのではないかとこのことを議運で申し上げて、3月25日まで会期を取ってほしいということを当時の議運で申入れをして、3月9日から3月25日まで会期を取った経緯があります。

そういう中で、私は、議運の中でも、事務局を通し、いろいろお願いしてありました。しっかりと内容を執行部で精査して、こことここは整理しなければいけないよということ等も指摘を何か所かお願いしました。

その中で、ここに施設管理委託料の削除等をしたということが書いてありますけれども、後もって修正した箇所等を資料等で見たら、18か所だったですかね、あったと思います。それだけの修正をする、直さなければならない、精査しなければならない事案があったにもかかわらず町長は専決をしてしまったという流れであったと思います。

25日の最終本会議が午後1時から再開されました。このことについても、なぜ1時からしなければならないのか。その間、休み等もありましたけれども、私は休みを返上してでも議会を続行してくれということを議長にも申入れを致しました。そういうこと等を含めて、あまりにも町長は議会軽視ではなかったか。

議会軽視をしながら、議会を開会するいとまがなかったということを理由に地方自治法179条第1項の規定に基づいてということをおっしゃるけれども、25日に議会が流れた。その理由についても、私はいろいろ執行部が議会とのいろんなやり取りがあったのではないかなど。

また、修正案を出せなかった我々議会にも大きな問題点はあったと考えますけれども、そこは議会と執行部の立場でありますのでいろいろ申し上げませんが、25日に流会になって、26日には専決をしていると。まだ31日まではあった。ところが、広域議会とかいろいろその他の事情があったということをおっしゃるけれども、時間的に私は十分余裕があったと考えます。

大事な伊仙町の当初予算でありますから、そこまで真剣に考えない大久保町長は議会軽視にすぎないということでもありますけれども、議会軽視と私は言いたいですけれども、その点について町長はどう考えていますか。

町長に聞いているよ。町長に言わせて。

○総務課長（久保 等君）

一応、説明いたします。

25日に最終本会議の中で不承認というふうになったわけなのですが、27日に介護保険組合の議会が控えておりました、さらに3月28日には広域連合の議会が控えておりました、伊仙町の令和2年の一般会計当初予算がくくられていない中で議会がうまくいくのか。

その両組合の議会、広域連合の議会の中で、伊仙町の予算が決まっていない以上、明らかに表明できるのかという点等もありましたので、25日に最終本会議をして、それを迎えるに当たっては26日に専決処分をしなければならないということでこのような措置を取ったわけでありまして、決して議会軽視ということではなくて、時間的ということも考えたのですが、いろいろ先ほども美島議員の中からあったように、当初予算で上げていたものの、修正を加えて専決処分とした次第でございます。

○14番（美島盛秀君）

今の説明は私も十分理解しています。広域議会あるいは介護議会があるということ、また議会の予算措置等にも関係あるということ私は重々承知しております。

しかしながら、そういうことを考えながら、21の日にも私は日置市との交流会の中で申し上げましたけれども、議会が今本当に拮抗している、緊張感を持って取り組まなければならないこの時期に専決をしてしまった。私は、議会軽視ではなかったかと。

その25日の議会が1時から開会されて、私たちは議会延長の動議もしました。しかしながら、傍聴者が17、8人来ていました。そういう議会どころでないような傍聴からのやじ等、こういうこと等があって議会がスムーズに進まなかった。時間延長すらできなかった。私は、これは議会の責任放棄だと言わざるを得ないと思っております。

そういうこと等、執行部と議会とのジレンマがあって流会という結果になったわけでありまして、4月25日の本会議、午後1時から開会でしたけれども、そのときに日頃はあまり見えない傍聴者が来ていた。

その傍聴者は一番町長に密接な町の公共工事を請け負う業者であると。そのことに関して、町長は執行部からお願いして傍聴に来てくれと。そういうことをしたりし、あるいは来ることを知っていましたか。町長、お尋ねします。

○議長（明石秀雄君）

美島議員、今の失言を取り消してください。失礼じゃないですか。発言を取り消してください。

○14番（美島盛秀君）

流会の理由を言わないと分からないわけですよ。議会もまともにできていなくて。

○町長（大久保明君）

流会の理由だけ申し上げます。

24日に広域議会がありまして、それがなぜ流会したかということでもありますけれども、これは、開会する前に全協の段階で広域議員の方が伊仙町議会も終了していないのに広域議会は開会できないということでありました。

そして、最終本会議の中で、これは法的に議会規則の中においても明確に書いてあるとおり、当時、議長と副議長が替わるとい状況がございました。それで採決するだろうと思っていましたけれども、それが開会できなかつた最大の理由だと考えておりますし、先ほど総務課長が話したように、介護議会も翌日27日に控えておりましたので、これはどんなことがあつても修正案を作成することは物理的に不可能であるということでの専決処分でありますので、致し方ない状況の中での決断であつたことは議員も理解できると思つております。

○14番（美島盛秀君）

24日に伊仙町の予算が成立していないから介護広域議会ができないという意見等があつたということなのですが、広域議会、介護議会、これは、私は、28、29でも、両方一緒にでも、午前・午後に分けてでも、緊急事態ですから、お互い、徳之島町や天城町と相談しながら、あるいは調整できた。

そこまで努力する緊張感を持つてやる。そして、議会との歩み寄り、落としどころ、そういう執行部と議会の連携、本当の意味での車の両輪の役割を果たさなければならないと私は考えております。

この179条の凡例の中に、臨時議会を招集する時間的余裕がない場合、暇がないから、なかつたかあつたかは町の裁量によって決定すべきであると。もちろん、そうしたはずはです。

しかし、町の認定には客観性がなければならないという実例がある。その客観性というのが日頃から町長がなかつたから、議会を軽視していたからこのようなことが起きたと私は思つておりますけれども。

また、結びのところで今後も町民の皆さんへの情報提供に努めるとともに議会との意思疎通を図つてまいりたいというふうに結んでおりますけれども、5期20年、もう19年目です。5期20年、19年も町長をやつてなぜ意思疎通が図れないのか。私は町長の資質にも関わる問題だと思つております。

ぜひ、こういうことが起きないように本当の意味での車の両輪的役割を果たせる議会、執行部の考え方ももっともっと真摯に議会の意見を受け止めていただきたい。このこと私は議会の全員協議会や議運でもたびたび申し上げております。

そういうことを意見して私の質疑を終わります。

○議長（明石秀雄君）

他にございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第4号、令和2年度伊仙町一般会計予算の専決処分の不承認に伴う措置について、これで終結します。

報告第5号、令和元年度一般会計歳入歳出決算の不認定に係る措置について議題とします。

補足説明があればこれを許します。

○総務課長（久保 等君）

報告第5号、令和元年度一般会計歳入歳出決算の不認定に係る措置について補足説明を致します。
不認定となった日、令和2年9月18日。

令和2年第3回定例会に提案し、徴収対策や鳥獣被害対策など、補足説明や質疑応答が行われましたが、一般会計歳入歳出決算については結果として決算の不認定となりました。

必要と認める措置、決算は認定されなくてもその効力に影響はありませんが、地方自治法第233条第7項の規定により決算の認定に関する議案が否決された場合は必要と認める措置を講じたときは速やかに当該措置の内容を議会に報告するとともにこれを公表しなければならないとされております。必要と認める措置として公告やホームページ等を通じて町民への説明及び報告を行うものです。

今後の対応について、徴収について、財政需要や住民サービス維持など、財政確保のため、所得申告を強化し、公平な課税を図るとともに、町税、使用料、分担金、手数料等の徴収率を向上させるために、担当課、関係部署及び職員全体での徴収体制を整備し、年間を通して計画的な徴収対策を実施していくよう努めてまいります。

調定処理について、契約に基づく歳入予算を執行する際、確実に調定額を計上し、未納額等が発生したときは次年度への滞納繰越として処理を行うようにします。

不用額の抑制について、全職員で町の財政状況を把握することに努め、予算計上を行い、四半期執行計画を用いて執行管理を徹底するとともに定期的な状況確認を実施することで不用額減少に努めてまいります。

今後も、予算措置については、関係法令を遵守し、無駄のない適正な予算執行を行ってまいりたいと考えます。引き続き町政運営にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（明石秀雄君）

報告第5号について質疑を行います。

○13番（樺山 一君）

報告第5号、令和元年度一般会計歳入歳出決算の不認定に関する措置について質疑を致します。

（3）調定処理についてですが、重複して読んでみます。

契約に基づく歳入歳出を執行する際、確実に調定額を計上し、未納額等が発生した場合は次年度の滞納繰越として処理を行うようにしますということですが、この件は、簡単に言えば、伊仙町とIRU契約を結んでいる業者が伊仙町の財産を使って経済活動をして利益を上げて、その使用料を払っていないくて、それを行政側が調定処理していなかった。払っていないから調定を上げなくて、滞納繰越の処理もしていなかった。そういう件です。

IRU契約も来年切替えの節目にあると思いますけど、こういうお金を払い切れない、使用料を払い切れない業者が来年も応募してIRU契約に影響を及ぼすと私は思いますけど、町長はどうお

考えですか。

○町長（大久保明君）

この決算書には疑義がありまして、そのことに関しまして住民監査請求等が出てまいりました。そういう中で、徳之島ビジョンの方ともいろいろ議論しながら、最終的には、このような形で、決算書を、作成というか、変更したわけでありますので、この会社は信頼できる会社でありますので、今後はこのような形で、この会社は百菜の抜本的な経営を改善していますので、今後、このことはしっかりと会計上正しい形に持っていくようにしっかりとやってまいります。

○13番（樺山 一君）

町長のほうは勘違いしているのではないかなと思いますけど、IRU契約は徳之島ビジョンでは私はないと思いますけど、どうですか。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えいたします。

先ほどの契約をしたことが調定されていなかったということは私どものミスでありましたので、その代わり、今期、遅くなりますけど、支払いますという覚書をしておりますので、早期に支払いを求めていく事務に努めてまいりたいと思っています。そこで、こういう決算で出たこういうことが起こらないようにまた事務の執行を徹底していきたいと考えております。

○13番（樺山 一君）

私が聞いているのは、IRU契約をしているのはビジョンですかということです。

○総務課長（久保 等君）

IRU契約については、先ほどの徳之島ビジョンではなく関西ブロードバンドであります。

○13番（樺山 一君）

その固有名詞を出していますので、私も言いますけど、関西ブロードバンドが町の財産を使って経済活動をして、その利用料を払えない。その会社が、来年度、10年の節目で、IRU契約の節目になると思いますけど、そういうところを出てくれば影響がないですかと私は聞いています。

○総務課長（久保 等君）

IRU契約の更新については、また応募していただいて契約に行くと考えておりますが、先ほど町長のほうからありましたとおり、直接、決算等には関係ないのですが、百菜の未処理分といいますか、立替分をしてある関係上、契約金も支払いを待ってくれという話でありましたので、そこがそういう立替え等をしていなければこういう問題も起きなかったわけですので、財政的に問題があるということは考えておりません。

○13番（樺山 一君）

関西ブロードバンドと徳之島ビジョンと混同して考えればそうなります。それぞれの契約。それぞれは会社が別です。経営者は一緒かも知りません。それを別にして考えなければ難しい面が出る。

関西ブロードバンドの立場上、払うのは払っていただいたほうが来年の継続的なIRU契約も有利にいくと私は思っています。いつ調定を上げて関西ブロードバンドのほうから使用料が取れるか、12月議会までに取れるか、伺います。

○総務課長（久保 等君）

そのような形で努力してまいりたいと考えております。

○13番（樺山 一君）

ぜひ、調定を取って補正予算で歳入に計上していただきたい、12月議会で。そのほうが私は関西ブロードバンドにとってもイメージ的によいと思っています。

確実に12月議会で補正を上げられるように要望して質疑を終わります。

○議長（明石秀雄君）

他にございませんか。

○5番（清 平二君）

今、樺山議員のほうからもありましたけども、令和元年度のIRU芯線料、この請求書を何で2年の3月31日まで伊仙町は請求しなかったのか、お伺いします。令和2年3月31日まで請求しなかったのは。

○総務課長（久保 等君）

先ほども触れましたが、請求したのですが、先ほども言ったとおり半年ほど待っていただきたいということの申出で覚書を交わしたという経緯になります。

○5番（清 平二君）

請求を出したら調定も出すと思うのですが、請求は出したと言いました。その請求を出したのに何でこの決算書の中で調定が出てこないのか、お尋ねします。

○総務課長（久保 等君）

先ほど樺山議員の質問にもお答えしたのですが、その分に関してはこちらのミスでありましたので、このようなことが起こらないようにこれから事務について徹底してまいりたいと考えております。

○5番（清 平二君）

これは旧年度の請求を出しているということですが、その請求が有効であると思いますので、早めにその請求書に従うようにして調定を取っていただきたいと思います。これは、決算もくくられている中でどう処理するのか。また一つ問題じゃないかなと思いますけども。

それと決算書の中で旧百菜の運営貸付金の元金はどうなっているのか、伊仙町としてはどうするのか、お尋ねします。というのは、さっきも関西ブロードバンドと徳之島ビジョンと非常にこんがらがっている。

また、私が予算書を見たら、私の見間違いか分かりませんが、教えていただきたいと思います。この500万の貸付金があったのですが、これも調定は取っていない、決算書の中で。令和2年度

の中で予算書の中ではどうなっているのか、これを教えていただきたいと思います。（「休憩してもらっていいですか」と呼ぶ者あり）

○議長（明石秀雄君）

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前 11時40分

再開 午後 1時00分

○議長（明石秀雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○経済課長（仲島正敏君）

清議員の質問にお答えいたします。

平成31年、令和元年度は19款の諸収入というところの農業水産貸付収入ということで予算を計上してございましたけれども、こちらのほうは昨年12月議会のほうで損失補填及び賠償金損失補填費として1,853万2,000円を予算計上いたしました。

こちらのほうの中に旧百菜の貸付金の残額360万も含まれており、同予算を執行した際には歳入予算の調定を行う予定でございましたが、先般の議会でも説明いたしましたとおり、住民監査請求等が起きまして予算の暫定的執行停止状態であったために調定を取ることができませんでした。

○5番（清平二君）

調定は、きちっと取って滞納に残るといふ。見えるようにしないと、調定を取っていないから、翌年になったら、これが不納欠損なのか何か私たちに分からないようなことがありますので、ぜひ今後はそういうことがないように、取るものは取って、そして残るのは滞納額と残るとしないと、取りもしない、そういう決算書に載ってこないというのはいつか分からなくなりますので、そういうことがないように十分注意し、事務を進めていただきたいと思いますので、そういうことが今後ないようにしていただきたいと思います。

以上で私の質問は終わります。

○議長（明石秀雄君）

他にございませんか。

○6番（岡林剛也君）

報告第5号、令和元年度一般会計歳入歳出決算の不認定に係る措置について質疑を致します。

(3)の調定処理についてですが、総務課長は先ほどから答弁でミスであるとおっしゃっていますけれども、過去何年もずっと歳入を取っているわけです、調定を取って。

それが今回に限って調定がないというのは僕には考えられないというか、あり得ないと思うのですけれども、そこでまた先ほど町長は百菜の損失補填の問題と関係して、ああいう決算書を作成してしまったと言っていましたけれども、これもともとは調定を取ってあって、結局、芯線使用料を、相

手が、損失補填、自分たちが払っている補償と相殺するために払わないということで、払う見込みがなくなったので、もらえる見込みがなくなったので、そのまま調定に載せていると未済額に載ってしまうと、決算書の。

それで、もともとは取ってあった調定を途中で破棄したのではないかという疑念が生まれると思うのですが、それについてどうですか。

○総務課長（久保 等君）

今の質問であります。当初、IRU契約の契約金が支払うべきものが入っておらず、また調定伝票を記載しなければいけなかったものをこちらのミスでそれがなされていないというのは、先ほど会社が違うのという話もあったのですが、立替えをしてある分、今すぐIRU契約の金額を払うということは待っていただきたいということで、相殺という形でもありません。請求したら支払うということでもあります。

ですので、わざとこれをしたとかそういう意図はございません、3月に調定伝票を起こすのを忘れてしまったというこちらのミスですので、12月の議会のほうに補正で計上して処理したいと思っています。

先ほどからあれなのですが、このような事務ミスが起こらないようにまた事務の徹底をしていきたいと考えております。

○6番（岡林剛也君）

あくまでもミスと言うようですので、あれですけども、そもそも百菜は徳之島ビジョンですよ、契約は。IRU芯線使用料は関西ブロードバンドですよ。全く別の会社なのですよ。

民間会社でもこういうことがある場合は経営者が一緒ということでそういう会計になってもおかしくはないと思いますけども、行政はちゃんと法律にのっとって。会社が違うので、全然、それとこれとは全く別の問題ということにどうして気づかなかったのかなと。考えなかったのかなと思いますけども、その辺は、町長、どうですか。

○総務課長（久保 等君）

申し入れをしてきた際に、百菜の中で、未払い、そういうものを処理するということが、その雇用の継続、それから地域性、組合員、それから生産物を入手したのにお金が払えていないということが一番のネックでありましたので、それは、先に立替えをするべきものでもないのですが、雇用を継続するためにもまた必要という判断で社長が行われたことでありまして、また社長からこういうお願いをされて、会社が違うことを考えればするべきじゃなかったという点もありますが、これを町の請求によって支払いしますということで、12月までに処理できるものだというのでこのような対応になった次第であります。

○6番（岡林剛也君）

それでは、12月までにきちんと処理をしてまた議会に提示してくださるようお願いいたします。

以上です。

○議長（明石秀雄君）

他にございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第5号、令和元年度一般会計歳入歳出決算の不認定に係る措置についてこれで終了します。

△ 日程第5 報告第59号 移動図書館車両購入契約

○議長（明石秀雄君）

日程第5 議案第59号、移動図書館車両購入契約について議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第59号は、移動図書館車両購入契約について、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案しております。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（明石秀雄君）

議案第59号について補足説明があればこれを許します。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

議案第59号、移動図書館車両購入契約について補足説明を致します。

移動図書館車両購入契約を次のとおり締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

内訳としまして、備品購入、移動図書館車両購入事業、納入場所、大島郡伊仙町伊仙1842番地、伊仙町中央公民館、購入契約額、759万円、契約相手方、鹿児島県大島郡伊仙町伊仙2657番地、南幸自動車、代表者、幸多信明。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（明石秀雄君）

これから議案第59号について質疑を行います。

○5番（清 平二君）

では、移動図書館車両購入契約についてお伺いします。

現在の時代、インターネットを利用してパソコンやタブレットあるいはスマートフォンなど、非常にデジタル化の時代であります。このような時代に、どのような団体から、あるいは何人ぐらいの人から移動図書館が必要であったのかをお尋ねします。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

ただいまの質問にお答えします。

今、インターネットとかで読書できるというのもありますけど、我々社会教育課図書室としましては、実際に子供たちが本に触れる、実際に触ったりする、そういう機会を設けたいと思い、こういう図書車両が各集落に回って、巡回して、本に触れる機会を増やしていきたいと考えて6月の議会で上げたところであります。

○5番（清 平二君）

これは団体とか何人ぐらいからの要望があったのではなくて社会教育課だけで議論してやったものですか。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

実際に図書室に来られている方々、また、子供たちからの要望はありました。人数については、はっきりした人数は把握しておりません。

○5番（清 平二君）

759万と非常に高い値段でバスを購入するのでありますので、そういう団体あるいは児童生徒からの要望があって見込んだものと思いますけども、これを購入して、1日当たりの利用数をどのぐらい見込んでいるのか、お尋ねします。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

今、見込みではないのですが、この議会が終了後、アンケート調査を全町民にする予定でありまして、その中でどういった本を充実させてほしいとか巡回してほしい場所や時間帯をアンケート調査して今後進めていく予定であります。

○5番（清 平二君）

買うのと買った後のアンケート調査をやるのと前後していると思うのです。こういうのをやるのだったら、アンケート調査をして、その結果、このぐらいの人が必要ですよとなればいいのですが、購入してからアンケート調査をします。これは、まさかまだ購入はしていないでしょうね。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

車両は、今、仮契約の状態であります。

○5番（清 平二君）

仮契約ということですので、もし今議会でこれが否決されるとなると本契約とならないわけですが、そういう状況の中で契約して、どのぐらいの状態なのか。

また、本当にびっくりしたのですが、軽トラックで移動図書室を購入するというのは私には考えられなかったのです。前のバス、あのぐらいの車かなということを考えていました。

軽トラックでやると、雨風のときの利用も非常にしづらだろうし、軽トラックの中に子供たちが何人入れて、そこで本を借りるのか。ゆとりのある車、補助金が759万、補助金だけじゃなくて、もっと子供たちのためを思うのだったら一般財源を使ってやるべきだったと思いますけども、軽ト

トラックというのは私には常識で考えられない。

どういうトラックを買いますかというのは、総務課長あたり、課長会あたりで議論したのかどうか。私には非常に軽トラックを買って移動図書をするというのは考えられないのですが、何かそういう相談はあったのかどうか、お尋ねします。

○総務課長（久保 等君）

今、図書車両ということの中で、車両の中で本を読むということじゃなくて、本を積んで、図書室しか今ないわけですので、東部や西部の方たちの子供さんたちも、本を読む、そういう機会を増やそうということで計画が出ました。

車両については、後ろの本を積んであるところがウイング式のように開いて、木陰を作って本を借りたり読んだりということになりますが、おっしゃるように雨の日にそこで自由にできるかといいますとそれは難しいのではないかと考えるのですが、あくまでも子供たちにそういう機会を多く与えようということで考えた事業であります。

○5番（清 平二君）

子供たちに本を読んでいる機会を与えるということは非常に大切なことだと思いますけども、軽トラックとなったら、みんな、軽トラックでこんなにかかるのですかと思うのです。

もうちょっと子供たちに本と触れさせようと思うのだったら、一般財源を使ってでももうちょっと車両を大きくして雨風の日も子供たちが中に入って借りられるような体制にしてくれるのが私はベストだと思いますけども、どうしても軽トラックですか。

全員協議会の中で道が狭いから伊仙町は走らないというのがありましたけども、普通車がどんどん走っていますので、そういうことがないように。車のやり方を間違っていたのではないかなと思います。

そういうことで、以上で私の質問を終わります。

○議長（明石秀雄君）

他にございますか。

○4番（佐田 元君）

この図書車製作仕様書、これが1ページから2ページがなくて3ページに飛んでいますけど、これはこれでよろしいでしょうか。

それと2番目の改造趣旨は「移動図書館事業の目的を遂行するため」となっていますが、図書館事業の改造、これは、決まり等、そういうのはあるわけですか。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

ただいまの質問にお答えします。

決まり等は特にはないのですが、軽自動車にできるだけ多く積載できるようなつくりを製作会社に要望するものです。

○4番（佐田 元君）

今の答弁は、できるだけ多くと。積載オーバーになるのではないですか、今の答弁では。軽に詰める量は、積載量は決まっていますので、今の答弁は撤回してほしいなと思います。そういうあれで交通法等に引っかかってくるのではないかなという思いがしますので、今の答弁はおかしいのではないかなという思いがします。

実は、なぜこういうことを質問するかというと、今、交通法は、こういうように改造すればそれなりの届出が必要じゃないかなという思いがします。

そして、いろいろ調査して調べたところ、そこから上のほうに、屋根のほう、160cm以上はなければいけないというような基準等があるのではないかなという思いがしますが、今、仕様書を見ますと、車の高さが約2mしかありません。

軽トラックのタイヤからトラック部分まで60cmぐらいしかないと思います。その上にあと140しか残りませんが、140といえば、その中で、軽トラックの移動車の中で大の大人が動いて本の貸出しと本のあれが十分にできるのかなという思いがします。また、そのところを調べていただきたいと思います。

あと、車体の仕様、普通であれば、仕様書というのは、ドアの開いた角度が何度とか、またドアの大きさ、そして本棚の大きさ、そういうのがあるのが仕様書なのではないかと思いがします。

これを見ますと、バックミラーやバッテリーは標準のもの。これは当たり前のことなので、車は。座席が2つあるのは当たり前ですよね。こういうのが仕様書と。

ここの仕様書は我々には目を通して当たり前のことをただ書いているような感じがしますが、ここのところをもう少し綿密に誰が見ても分かるようにして仕様書を作っていただかないと、こういうあれでは、はっきり言って標準のものをつけているだけ。これは当たり前じゃないかという思いがしますので、こういうところももう少し説明できるようなものにしていただきたいと思います。

車体の10番の中に「読み聞かせ用具一式」とありますが、先ほど清議員のほうからもありましたが、読み聞かせをするにはそれなりの人員も必要じゃないかなという思いがします。そして、どのような場所で読み聞かせをするのか、そのところの説明をお願いしたいと思います。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

ただいまの質問にお答えします。

今の段階では各集落とか公民館を巡回する予定であります。その中で、先ほど申しあげましたアンケート調査を行って、また巡回場所を幅広く、多分、要望等が今後出てくると思いますので、その辺は対応していきたいと考えているところであります。

○4番（佐田 元君）

重複しますが、清さんの言われたとおりアンケートを出すのが先じゃないかなという思いがします。物を買って、今からアンケートを出して、そのアンケートの結果、移動図書なんか要らないとアンケートが出た場合はどうするつもりですか、逆に。アンケートを取って、そんな無駄なこ

とはしないでいいよと。先ほども言ったように、パソコンやらインターネットやらで見ているから要らないよという、そういう考えの方が多かった場合、どうするつもりですか。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

そういった方もおられるかもしれませんが、我々としてはなるべく読書推進に努めてまいりたいと考えているところであります。

○4番（佐田 元君）

先ほど言ったように、読み聞かせ、子供たちに本をと。そういう大事さ、それをするのが目的と
いうことでありますので、ぜひこの移動図書、これをこのような高額なお金を出してするという
ことですので、購入する前にアンケートを出してやっていただきたいなという思いです。

以上で終わります。

○議長（明石秀雄君）

他にございませんか。

○2番（牧本和英君）

議案第59号について質疑いたします。

これは6月議会の補正で通ったものだと思いますが、6月議会ですて、入札は何月にしたのか、
そして何社がおったのかをお願いいたします。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

ただいまの質問にお答えいたします。

入札は9月28日に行いました。業者は4業者でありました。

○2番（牧本和英君）

9月28日に入札して本日になったということは分かりました。でも、入札ですから私は安い業者
が落としたものだと思っておりますが、車両価格はお幾らでしょうか。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

落札価格でよろしいですか。

○2番（牧本和英君）

はい。落札で。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

690万円になります。

○2番（牧本和英君）

車両で。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

車両。入札自体は図書館移動車両という形で入札を行っております。

○2番（牧本和英君）

それでは、ひっくるめてということですね。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

はい。

○2番（牧本和英君）

そこで見積り等を取った車両本体価格というのを教えてください。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

車両のみの金額は入札の時点では内訳はございません。移動図書館車両として入札を行ったわけ
であります。

○2番（牧本和英君）

そうしたら、委員会室で説明した190万は何のお金になるのですか。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

こちらは6月補正に出すときにこちらが業者のほうから見積りを取ったときの車両の価格になり
ます。

○2番（牧本和英君）

見積りを取った段階で軽トラックが190万という価格に対して、普通であればこれは高いだろうと
いう予測が立つと私は思います。そして、本当に今こうして議決を採らんといかないのですが、こ
れがもし通ったとして今年度中にちゃんと納入できるのか、お伺いします。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

一応、3月の10日を納入期限としておりますが、納入の延期もあり得るのかもしれませんが。特別
な車両なもので。

○2番（牧本和英君）

また、これに積む本などを購入しているという、先ほどの委員会の説明でしたが、本を購入され
ているわけですね。もし、これが通らんかった場合、その本はどうなるのですか。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

書籍としましては、図書室が今あるわけでありまして、今の図書室では大分狭いもので、その
辺は、今後、図書室自体も広めていかないといけないのかなと考えております。

○2番（牧本和英君）

この本体、車に乗せるための予算で100万円を組まれて図書購入費として上げてあるはずですが、
積む車、もしここで落とされた場合、載せる車がないわけですね。こういうのはちゃんと議決を
もらってから購入するのが普通だと思いますが、その件についてお願いします。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

牧本議員のおっしゃるとおりだと思います。

○2番（牧本和英君）

おっしゃるとおりですと言われてもどう答えていいのか分からないですけど、本当にこれが町民
のためになってほしいという願いもありますけど、今、合計金額を見た限りでは、もっと有効に使

えることがあるのではないかと、そして、また、同僚議員からもあったように、一般財源でも使ってもうちょっと利用価値の高いものにもすることも可能だったのではないかなと思います。

そして、本体車両の作製費が460万ということでしたが、これは本当に1社しかなかったのですか、作製する場所が。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

2トン車は全国でも何社かあったのですが、軽を取り扱っている会社が1社ということでありませう。

○2番（牧本和英君）

その1社はどこですか、都道府県でいえば。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

埼玉県になります。

○2番（牧本和英君）

聞いた話では宮崎のほうにもそういうのをしている場所があるということを知ったのですが、本当にちゃんと調べてその1社だけだったのか。

本当に改造するお金が物すごい大きく思われます。もうちょっと調べてする必要性もあったのではないかと。そしてまた、荷台を作るのは島の鉄工所並びに整備工場ではできないものなのか、そんなに特殊なものなのか、お伺いします。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

島の業者でできるのかは自分では分からないのですが、一応、社会教育課としましては図書車両を造っている実績がある製作所に見積りを取ったところがございます。

○2番（牧本和英君）

とにかく、もうちょっと精査する必要性があるのではないかなと思います。

そして、デザイン料として50万が組まれています、デザイン料とはどういうあれなのですか。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

車両の外側のデザインになります。こちらは、車両が購入されて車両のネーミング等がついたら、それに見合ったデザインになってくるものだと考えております。

○2番（牧本和英君）

それは向こうで塗装されてくるのか。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

いえ。こちらは車両がこちらに来てから島のほうでデザインする予定でございます。

○2番（牧本和英君）

デザイン料はどこからどこまでなのかが分からないのですが、デザインをしたのに50万を払う。また、塗装などをしたもので、これでできるのかどうかあまり分からない状態です。もうちょっと精査する必要性があるのではないかとと思います。

以上です。

○議長（明石秀雄君）

他にございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第59号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第59号、移動図書館車両購入契約を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（明石秀雄君）

起立少数です。したがって、議案第59号、移動図書館車両購入契約は否決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。令和2年度第3回伊仙町議会臨時会を閉会します。お疲れさまでした。

閉 会 午後 1時36分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

伊仙町議会議長 明 石 秀 雄

伊仙町議会議員 福 留 達 也

伊仙町議会議員 前 徹 志